

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 11 回 2016 年 3 月

増値税改革新政策 – 生活サービス業及びその他サービス業への影響

本アラートの分析対象法規:

- 財税[2016]36 号通達により、生活サービス業に対する増値税関連規定が定められ、当該通達は 2016 年 5 月 1 日より発効。

通達の公布

財政部及び国家税務総局は共同して、2016 年 3 月 24 日付けで財税[2016]36 号文（以下「36 号文」）を公布し、現段階での増値税改革関連産業に適用される増値税関連規定及び適用税率を明確にした。36 号文は 2016 年 5 月 1 日より施行される。

KPMG は、第 9 回チャイナタックスアラートで増値税改革が全業種に及ぼす一般的な影響を分析した。今回は生活サービス産業に与える影響を中心に解説する。

生活サービス業に属する納税者数並びに適用サービスの種類は多く、文化体育サービス、教育医療サービス、観光娯楽サービス、飲食ホテルサービス、日常サービス及び他のサービスなどが含まれる。政策上、生活サービス業に関する増値税規程には困難な点が多数存在する。例えば、飲食業など一部の生活サービス業は現金取引があり、既存の営業税の下でも法令順守の意識は低い。また、ホテル業などの生活サービス業では、その消費の目的がビジネス目的か、個人消費目的か、その区別も困難である。さらに、教育医療サービスなど公衆の基本的なニーズを満たすための生活サービスは、政府補助金を享受する政府系のサービス提供者が多く、最近では個人投資の民間運営も増えている。

生活サービス業に適用される増値税率

2016 年 3 月 5 日のチャイナタックスアラートで予測された増値税税率は 36 号文により確認された。改革後の増値税税率と改革前の営業税税率の比較結果は下表の通りである。

業界	現行営業税率	改革後の増値税適用税率
生活サービス業	一般的には5%であるが、娯楽業などの特別な業界は3%～20%	6%

増値税の実質が差額課税(売上税額－仕入税額)であるのに対し、営業税は全額課税(売上税額のみ)であるため、現行税率と新税率を単純に比べてもあまり意味がない。

「生活サービス」とは

36号文は生活サービスの範囲を以下の通り説明している。範囲は文化体育サービス、教育医療サービス、観光娯楽サービス、飲食ホテルサービス、日常サービス及びその他のサービスに及ぶ。これらは現行の営業税の定義とほぼ同一だが、新制度では、飲食ホテルサービスについて更に説明しており、後半で詳解する。

住民の日常サービス等を新たなサービスとして取り入れ、行政指導、ハウスキーパー、ウェディングプランニング、冠婚葬祭、ケアサービス、救難救援、エステサロン、マッサージ、サウナ、酸素カプセルサロン、リフレクソロジー、健康ランド、クリーニング、プリントシヨップなどのサービスである。

また、法規の網羅性を考慮し、ビジネス補助サービスも現代サービス業に新規に追加された。具体的には企業管理サービス、記帳代行サービス、人事サービス、安全保護サービスなどが含まれる。

現代サービス業の中の「他の現代サービス」、及び生活サービス業の中の「他の生活サービス」はすべてに対する補則としての位置づけであることを理解する必要がある。なぜならば、明確に規定された産業以外でも、現行法規で営業税が適用される全ての業界は、2016年5月1日をもって増値税が適用されるからである。

主要マーケットへの影響

- 飲食サービスと食品販売の見極めが難点となってくる。飲食サービスは6%の増値税税率が適用される。一方、食品販売は基本的に税率17%の増値税率が適用される(一部に13%の優遇税制)。現行規定によると、飲食サービスは飲食と飲食場所を同時に提供しなければならないと定めている。そのほか、もしも納税人がテイクアウトサービスも提供している場合、適用税率の判断基準は納税人の主たる業務になり、消費者の選択(飲食あるいはテイクアウトさらには宅配か)によるものではない。これは、企業にとっては税務プランニングのチャンスとなるが、同時に、税務紛争となるリスクがある。
- 飲食サービス、娯楽サービス及び住民日常サービスは、仕入税額の控除ができないため、関連サービス提供者は、増値税専用発票を発行する必要はない。仕入税額の控除ができない理由は、関連サービスが主に個人消費、接待交際、職員福利などを目的にしているためである。
- ホテルサービスは、一律6%の増値税税率が適用される。多種類のサービスを提供しても一律の税率を適用することは、ホテルサービス業納税人にとって有利である。ただし、ホテルサービス業者の提供する飲食サービス分の仕入増値税は、消費者が仕入税額控除に使うことができない、サービス提供者は、飲食サービスと非飲食サービスに分けた上で、それぞれ計算しなければならない。これにより、宿泊、会議などの非飲食サービスに係る部分について増値税専用発票が発行できるようになる。これはホテルサービス業の納税人にとって、将来における価格設定上の課題となる。一方で、規定は、会員プロジェクト、ポイント交換などに対して、特別な免税の取り扱いを定めていないため、納税人が会員などに提供する無料のアップグレード、無料サービスなどの関連サービスはみなし販売となり、新たに税務コストが増加し、税務コンプライアンスの遵守を強いられる。
- 新たな増値税規定は、医療サービスに大きなインパクトを与える。営業税が課税される医療サービスは、免税優遇政策が適用されることが一般的であった。これに対し、新たな増値税規定では、医療サービスの免税範囲の詳細が明確にされ、医療業界における多数の民間機構は実務上、税率6%の増値税率が適用される可能性がある。
- 新たな増値税規定には、生活サービス業に対する経過措置はなく、2016年5月1日以後に提供するサービスは、例えばこの日付より以前に提供される予定であったとしても、全て6%の増値税税率が適用される。

- 多数の生活サービス業に従事する納税人は、仕入活動を 2016 年 5 月 1 日以後に延期することによってコストを削減することができる。すなわち、2016 年 5 月 1 日以後に購入する食品、飲料、設備及び固定資産は税率 17% 或いは 13% の仕入増値税を控除できるが、当該施行時より以前に購入し、発生した仕入増値税は控除できない。

パート1 – 産業別影響の詳細

以下は、生活サービス業の各産業に適用される重要規定の説明である。全ての企業は生活サービスと密接に関連している。そのため、例えば職員従業員福利の飲食サービス或いは娯楽用飲食サービス、または研修会や会議開催のための宿泊サービスなど、生活サービス業関連の増値税規定に関心を寄せる企業が多い。

飲食サービス

飲食サービス業の規定を分析する前に、6%の増値税税率は「増値税一般納税人資格者」だけに適用されることに留意する必要がある。一般納税人の資格を取得するためには、年間課税売上高が 500 万人民币元以上である必要がある。年間課税売上高 500 万人民币以下の納税人は通常、小規模納税人と登記されるが、例えば税務機関の許可を得て、且つ、会計制度を完備させていた場合は一般納税人資格者として登録もできる。

実際に多数の飲食企業は小規模納税人が多いことから税率 3% の増値税が適用されることとなる。しかし規定上、小規模納税人は仕入増値税の控除ができず、また増値税専用発票も発行できない。

増値税一般納税人資格者として登録された飲食業企業にとって、食品販売と飲食サービスを区別することが実務上の主要な論点となる。食品販売は、一般的に 17% の税率が適用される(一部は 13%) が、飲食サービスは 6% の税率が適用される。

新たな増値税規定は、飲食サービスを飲食と飲食場所を同時に提供するサービスと定義していることから、税率 6% の増値税を適用できるのは、顧客に座席或いは食堂サービスを提供できる企業だけである。テイクアウトまたは宅配サービスだけを提供する企業は、「飲食サービス」に該当せず、食品販売として 17%(或いは 13%) の増値税税率が適用される。

一方、ある飲食企業が店内で飲食サービスを提供すると同時に、宅配サービスも提供している場合、適用税率をどのように確定すべきかという問題が発生する。これについて、増値税の新規定は明確にしていないものの、現行の営業税規定をある程度参考とすることになるものと考えられる。個別の取引によって、6%税率の適用を判断するより、実務レベルで、サービス提供者の主要業務の適用税率を確定するという方法を探る可能性がある。すなわち、主要業務の売上高が、店内の飲食サービスによるものであれば、宅配サービスも 6% の税率を適用する。逆に、主要業務として宅配サービスの売上高の比重が高ければ、店内での飲食サービスも 17(13%) の税率を適用する。従って、飲食企業は税率 6% の「飲食サービス」に係る増値税の適用となるため、店内での飲食サービスを独立させるか否かを考慮しておかなければならない。

飲食サービスと食品販売の税率の差異は、企業にタックスプランニングのチャンスとなるが、税務リスクにもなる。例えば、あるワインを販売する飲食店の主要業務が飲食サービスであれば、販売されたワインについても税率 6% の増値税が適用される。ただし、通常のワイン販売には 17% の増値税が適用される。

現在、大型のファーストフードチェーンの多くは、テイクアウト・宅配メニューに 3% の増値税徴収率を採用している。この方法は、国家税務総局 2011 年第 62 号公告および国家税務総局 2013 年第 17 号規定と整合している。すなわち、非現場消費の食品を販売する場合、飲食店は、自ら 3% の徴収率を採用することを選択することができる。ただし、この税務処理は 2016 年 5 月 1 日以後も、有効であるか否かは再確認する必要がある。

また、もう一つ実務上の問題として、一部の飲食提供者が、宅配サービスに配達料を請求する場合、送料に適用する増値税税率はどれかという問題がある。交通運輸業の増

値税率は 11%であるが、関連法規によると、配達料金は製品或いはサービスの一部分である場合、配達料を分ける必要性がない。従って、配達料には、飲食サービスの 6%の増値税が適用される可能性があるとともに、一般製品販売と同じ、税率 17%の増値税が適用される可能性も生じる。

企業における飲食サービスの消費には、従業員に提供する飲食、交際費及び出張中の飲食支出が含まれるが、規定には、対応する仕入税額の控除を容認していない。このため、上記の飲食サービスの増値税は実際のコストになる。増値税に関するコンプライアンスの観点から見ると、飲食業は、増値税専用発票の発行は不要である。もし上記の規定がない場合、飲食サービスが従業員の福利厚生に該当するか否かという問題が生じる。しかしながら、飲食サービスは、仕入税額を控除できないため大きな影響はないことになる。

今後、飲食業全体が直面する大きなチャレンジとは、コストに対応する仕入増値税発票をいかに入手するかである。すなわち、飲食のサプライヤーは、飲食サービスを提供するために食品或いは飲料を仕入れる場合、増値税専用発票を取得しない限り、控除できる仕入増値税がない。

また、室内で宴会を引き受ける場合も、飲食サービスに係る増値税率は 6%が適用されるが、該当サービスを購入する企業は仕入税額を控除できない。

次いで、飲食サービスの 6%の増値税税率はどの範囲で適用されるのか、これも問題である。ホテル(詳しい内容は下記に記載する。)が提供する客室設備サービスには、適用される可能性が高いが、一方、国内航空輸送の過程で提供される飲食サービス(航空輸送の適用税率は 11%)に適用される可能性は低い。イギリスにおける有名な事例として、イギリス航空とイギリス税務局の税務訴訟に絡んだ判例によると、裁判所は、国際航空で提供する飲食サービスは、航空サービスから切り離すことはできない、したがって独立したサービスではない、とする判断を示した。しかしながら、消費者は、飲食に対して個々に支払いを行っているため、飲食サービスが独立したサービスとみなされるべきかは明確ではない。

ホテル、旅館及びその他の宿泊サービスサプライヤー

新増値税規定は、ホテルサービスは、2016 年 5 月 1 日から、税率 6%の増値税が適用され、当該サービスは、「宿泊場所及びセットサービスなどを提供するホテル、旅館、リゾートホテル及びその他の経営性の宿泊場所を提供する宿泊サービスを含む」と定義されている。

上記の定義を吟味して、十分に明確ではないところとしては、宿泊と経営性の宿泊場所及び居住用住宅の賃貸を、どのようにして区別するかである。ホテル、ホテル式マンションは 6%の増値税税率が適用される。一般的には、建物の賃貸には税率 11%の増値税が適用されるが、移行期間においては、5%の徴収率が適用される。個人用の賃貸住宅には 1.5%の徴収率が適用される。多数の大型ホテルは、顧客に短期滞在のタイプと、ロングステイタイプのサービスを提供している。世界中の増値税を採用している国々では、多くの場合、宿泊する期間によってホテルサービスと住宅賃貸サービスを区分している。例えば、ホテル利用客に提供する宿泊期間が 28 日以上の場合には住宅賃貸サービスと認定され、宿泊期間が 28 日未満の場合ではホテルサービスと認定されている。しかし、中国の増値税規定では、当該区分に対して明確には定められていない。

また、国際的に頻繁に論議される問題として、各種の宿泊、例えば、学生寮、タイムシェアリゾート若しくは類似する場所が、住宅賃貸サービス或いは宿泊サービスのどちらと定義すべきか、この点についても更なる検討が必要である。なお、明確にされない場合には一定の基準を基にして区別する必要がある。

- 消費者の身分は「顧客」か、あるいは「住民」か？
- 宿泊場所提供者の営業許可証
- サービスの提供範囲、概して宿泊サービスの範囲は比較的に広い

- 契約書内容の性質、例えば正式に建物賃貸借契約書を締結する場合、住宅賃貸サービスと認定される可能性が高い。

また、明らかに宿泊サービスを提供するホテルにとって、直面する大きな課題は、提供する多様化したサービスをそれぞれいかに処理するかである。とりわけ、多くのホテルは、常に次のように多種類のサービスを行っている。

- ホテルサービス
- 飲食テイクアウトサービス
- 会議及びイベント代行サービス
- スパ、フィットネス及びその他の関連サービス
- 娯楽サービス、及び
- 観光案内サービス

基本的には、新増値税規定では、多くのコンプライアンス上の問題の発生はないものとするが、しかし、各種の収入については、より深く分析する必要がある。ホテルが提供する上記のようなサービスは、そのほとんどに税率 6%の増値税が適用されるが、すべてのサービスに 6%の増値税税率が適用されるわけではない。例えば、スパ関連製品やホテル内部に設置されているショップの販売は 17%の税率が適用されるが、ホテル内の場所を、第三者のサプライヤー或いはフランチャイズ経営者にレンタルする場合、11%の税率が適用される(移行時間においては 5%の徴収率であるかもしれない)。

増値税の規定では、飲食とエンタテインメントサービスの増値税仕入税額は控除できないため(従って増値税専門発票も発行できない。)、税務のコンプライアンス問題は価格設定と発票において発生しやすい。該当規定は、ホテルで持ち帰り飲食サービスを受ける顧客だけではなく、ホテルの客室ミニバーの消費者にも適用される。

重要なことは、新増値税法においては、会社業務で出張のためホテルに泊まる顧客は仕入税額を控除することができるとされている。当然ながら、個人目的で発生したホテル費用は仕入税額は控除できない。さらに、比較的複雑なコンプライアンス上の問題としては、増値税一般納税人資格者として登録した企業が以下の1つ或いは複数の状況において仕入税額を控除できるか否かである。

- 会社の名義ではなく、顧客自身の名義でホテルを予約する場合
- 顧客はまず自費で支払いを済ませ、取得した発票を貼付して会社で実費精算する場合

宿泊(或いはその他宿泊サプライヤー)サービスを受ける消費者が、増値税仕入税額を控除できることは、大型ホテルにとって望ましいことである。5%の営業税はコストの一部として加算されるだけだが、6%の増値税は控除できるため、多くのシティホテルは、価格設定ベースを「増値税の税込み価格」から、「正常費用及び増値税とサービス料」へ変更するであろう。

営業税の規定上、企業の従業員がホテルをチェックアウトする際に、ホテルに営業税発票の発行・発票上に、企業の単位名称などの情報の記入を要請することができる。新増値税規定のもとでは、企業の仕入税額を控除するために、個人は同じく、増値税専用発票を発行してもらうか否かについて、しばらく動向を見極める必要がある。なお、当該ホテルサービスが、従業員に対する福利厚生と見なされる場合、企業は仕入税額の控除はできない。

さらに、よくある問題として、出張者としてホテルに泊まる顧客にホテルがホテルサービスを提供すると同時に朝食サービスを提供する場合、顧客は、その支払った全ての費用について仕入税額を控除できるか、あるいは、朝食代を差し引く必要があるか。同様なこととして、ホテルが会議或いはイベントなどを請け負う場合、飲食サービスを同時に提供する例で、すべての代金を会議・イベント費用及び飲食費用に分ける必要があるかもしれない。控除できる仕入税額を最大化するため、ホテルは躊躇することなく、会議費用全

額で増値税を納付する傾向があるが、いかに料金を区分するかについて明確な基準はない。なお、コストより安い料金で飲食を提供する場合、ホテルには増値税納付不足のリスクがある。

注意すべき点として、規定に記載されるセット販売と兼営の定義である。セット販売では、1つの販売行為の中にサービスも物品の販売も混在している場合、会社の主たる業務を判定して関連税率を決定するとされている。しかし、兼営では、試行納税者の商品の販売、加工修理補修サービス、無形資産或いは不動産に適用される税率・徴収率が違う場合、税率・徴収率に対応する売上高を、それぞれ計算しなければならないと定められている。売上高をそれぞれ計算しない場合、高い方の税率または徴収率を採用しなければならない。

有名ホテルの多くは、そのブランドをアピールするため、所有権と管理権を分離した経営モデルを採用している。新しい増値税規定により、ホテル管理会社は、ホテル所有者に提供する管理サービスは6%の増値税率が適用される。通常、ホテル管理会社は、ホテル売上高の一部をシェアできる。ホテル売上高には、商標使用許可に係るロイヤリティおよび客室予約サービス料が含まれる。なお、ホテルの所有者は、ホテル管理会社に支払った費用に対応する仕入税額を控除できる。

ホテルはまた、顧客にリピーターになってもらうため、多くは顧客に奨励優遇政策を行っている。航空業や通信業など、その他の増値税適用の業界には、奨励計画で顧客に提供する優遇は、増値税を納付する必要がない。しかしながら、新増値税規定は、ホテルの奨励計画に対し類似する免税規定はない。

ホテルは、コンプライアンスの面で今後、一連のチャレンジに直面するだろう。特にホテルの常連客に与える特権、例えば無料朝食、無料WIFI、無料クラブ休憩室の使用、客室のグレードアップ、無料宿泊などについて、見なし販売として増値税を課税されるかである。見なし販売として処理される場合、これらのサービスについて、どのように価格を決めるのか、ホテルにとって、上記の奨励プラン及び類似するプランの増値税処理が課題として残る。

観光業

観光を業とする企業は、観光サービスの委託者としても、また仲介者としても業務を展開できると同時に多分野に携わるため、比較的多数の複雑な増値税管理問題に直面している。

徴収方式を簡略化させるため、新増値税法では、「観光サービス」は収入と費用のネット金額をベースに課税されると規定している。観光業者が増値税を計算する場合、その収入からホテル、飲食、交通機関の移動、ビザ申請、並びに入場券販売などの費用を控除することができる。実際に、委託者としての旅行会社と仲介者としての旅行会社に対する規定はほぼ同様である。つまり、純売上高又はコミッションをベースに6%の税率で増値税を徴収することである。

36号文では、旅行サービスを受ける顧客から受取って、他の単位又は個人に支払う上記の費用に対して、増値税専用発票が発行できず、普通発票のみ発行できることを明確にした。

観光業の一部業務が重複する場合、事情は複雑となる。参考までに以下に解説する。

- 消費者が購入する観光パッケージサービスが全て海外で発生する場合、例えば海外旅行、観光バックサービスの売上高は免税所得と見なされる。しかし、国内で当該観光バックサービスを販売する際に発生するコミッション又は収入に対しては税率6%の増値税が徴収される。旅行会社のサービスは全て海外において発生するわけではないことからこのように計算される。
- ホテル又は他のサプライヤーが消費者の名義を使って宿泊予約する旅行会社にコミッションまたは費用を支払う場合、当該コミッションまたは費用は税率6%の増値税が課される。更に重要なのは、当該コミッションまたは費用が宿泊費用から控

除できる場合、増値税の観点から、この2つの収入を分けてそれぞれ処理すべきである。すなわち、ホテルは、正味金額でなく、総売上額をベースに増値税を計算しなければならない。それと同時に、ホテルは、旅行会社より控除用の増値税専用発票を取得しておかなければならない。

- 増値税の一般規定により、国外の旅行会社が、中国の顧客、ホテル又はその他のサービスサプライヤーから費用またコミッションを受取る場合、税率 6%の増値税を源泉徴収しなければならない。一般的に、ホテル又はその他のサービスサプライヤーの上記費用の支払は仕入税額として控除できる。

医療サービス

ごく最近、KPMG は医療業界の増値税について特集記事を発表した。特集は実際の実施細則が公表される前に発表されたが、公表された実施細則における取り扱いとは当該特集における医療業界の増値税処理に関する予想の通りであった。当該リンク先をクリックして閲覧してください。

なお、新増値税は以下の通りである。

- 認可を受けた医療機関(クリニック、病院、臨床診断センターを含む)により提供される医療サービスは、全て免税優遇措置が適用される。しかし、免税優遇措置を享受できるサービスは、現地政府に規定される標準医療サービスの指導価格を下回るサービスに限定される。これらの規定は、明らかに公設医療機関の医療サービスが免税優遇措置を享受できることから制定されるものである。その一方、私立医療機関の市場占有率が日増しに伸びている状況から、免税優遇措置の適用制限を越えた部分の費用は、すべてが免税優遇措置として享受できるわけではない。免税優遇政策を適用できるのは、指導価格以下か、あるいは未満かは明確にされていない。
- 一部の政府機関に承認された高齢者に対する宿泊場所と保健サービスを提供する養老施設は増値税免税資格を取得できる。

現行の営業税の施行下で、医療サービスは広範囲に免税優遇措置を享受している。KPMG の医療業界特集で解説した通り、免税優遇措置の範囲が極めて広く、免税優遇措置は同時に、公設機関と私立機関に適用される。しかし、範囲が広い免税優遇措置はまもなく廃止され、基準別の免税優遇措置(すなわち医療機関の設立は政府の承認を得ているか否か、医療機関が受取る費用は規定額を超えるか否か)がそれに取って代わる。規定に詳細はないが、関連基準により、私立医療機関の医療サービスは増値税の課税対象となる可能性がある。更にサービス料が免税対象であるかどうかは判断する必要がある。

なお、大多数の病院またはクリニックには、診断と治療において使用する薬物も増値税免税優遇措置が適用される。しかし、新規定は、当該免税優遇措置が引き続き適用できるかについては明確にはしていない。一方、財税[2000]42 号文(上記の免税措置を規定する)は廃止されていない。

全ての医療機関にとって、固定資産およびハイテク設備が増値税控除・免除資格を取れるか否かは不確実性が存在する。医療機器とその他の設備に適用される税率は 17%である。医療機関は、設備を購入するに際して仕入税額を控除できるか否かは、課税対象となるサービスと免税サービスがそれぞれ占める割合によって決定される。医療機関の増値税免税構成は、各サービス料の性質によって決められ、更に、多数の医療機関は、価格制限があるため課税対象となるサービスと、免税サービスの並行経営によって仕入税額の控除を実現できる。また、増値税の一般規定により、固定資産が課税目的で購入されたものではないとしても、固定資産の仕入税額を全て控除できる。このメカニズムは多くの医療機関に利益をもたらす可能性がある。結論から言えば、新増値税の規定は、医療業界に大きな影響を与えるものとなる。

教育サービス

教育サービスは、免税優遇措置を申請する場合を除き、一般的に税率 6%の増値税が適用される。しかし、以下の状況には適用しない。

- 保育園、幼稚園、及び 0～6 歳児の学齢前教育機関によって提供されるサービスは増値税の免税対象となる。しかし、上記のサービスは、法律が定める基礎教育で、それと同時に、政府が承認する教育費、保育費の上限を超えてはならない。つまり、高投資教育機構の売上（いわゆる私立学校）や付加価値のある売上（例えば課外授業、協賛費など）は課税対象となる。
- 学歴教育サービスには、初級教育、初級中等教育、高級中等教育及び高等教育が含まれる。しかし、免税範囲は規定基準を超えない学費、下宿費、図書費、試験応募費及び学校が提供する給食サービスの食費売上（政府の承認を得る）に限定される。上記の費用以外、基準を超える費用は全て課税対象となる。

医療機関と類似するが、新增値税規定が定める基準により、多くの私立学校は増値税を納付しなければならない。

文化と娯楽業

娯楽業は税率 6%の増値税が適用される。過去、娯楽業は 5%～20%税率の営業税が適用されていたため、多くの場合、新規定は娯楽業に対して有利である。

新增値税は、娯楽サービスの購入には仕入税額を控除してはならないと定めている。当該規定は、娯楽業は、増値税専用発票を発行する必要がないことを意味する。しかし、娯楽機構は一般納税人資格者の場合にその支出に対応する仕入税額の控除が可能である。しかし、当然ながら多数の娯楽業の企業は、小規模納税者（年間課税売上高 500 万人民币元以下）として登録し、3%の徴収率が適用される。

新增値税の規定により、一部（限定的）の文化サービスは増値税免税優遇措置を享受できる。

- 博物館、図書館、展覧会の入場券収入
- 全ての宗教活動を行う場所の入場券収入

上記のとおり免税範囲が特定された、すなわち、入場券の収入のみ免税優遇措置が適用され、付加サービスは含まれていない。例えばオーディオ設備の使用料、案内サービス料等である。

それと同時に、新規定は、文化体育サービスが発生する場合、一般納税人資格者は簡易計算法を選択して 3%の税率で税金納付することができると定めている。

当業界の 10 の問題点 – 生活サービス業

KPMG が 3 月 5 日に公布したチャイナタックスアラートには、生活サービス業が 10 の問題点に臨むことが言及された。現在、当該グラフを回顧し、新税法により下記の問題点が解決されるかを検討する。（或いはまだ未解決）

質疑	回答
1. 増値税一般納税人資格者の飲食サービス費用（ビジネス・ランチなど）の仕入税額控除は適用されるか。	不可。
2. ビジネス出張の宿泊費用の仕入税額は控除できるか。控除可能な場合、顧客は宿泊予約及び支払に際して、会社名称を書き込む必要があるか。	可能。 ただし会社名義で予約又は支払う必要があるか、或いは会社名称が記入される増値税のみ仕入税額を控除できるのかはまだ不明である。
3. 客室のグレードアップ、朝食「無料」、Wi-Fi、奨励プランで提供する優遇（「無料」での宿泊）など「無料」で顧客に提供するサービスについて、みなし販売として課税されるか。	可能性あり。 ただし実務上、みなし販売と販売額の確定は、更に検討する必要がある。
4. 食品販売（増値税 17%）と、レストランサービス（増値税 6%）をどのように区分するか。	レストランサービスは飲食場所の提供が必要である。主な業務がレストランサービスである場合、食品販売について 6%の税率を適用することが可能である。
5. ホテルはコンファレンス料金の飲食サービス費用とそれ以外のイベントに関する費用の区分をどのように要求されるか。また同じように、宿泊は 1 件のホテル費用（朝食を含む）の宿泊料金と飲食サービス料金をどのように区分するか。	異なる増値税発票を発行するためには、飲食サービスと非飲食サービスを区分する必要がある。ホテルは極力合理的な基準を用いてサービスを区分するべきである。
6. 多くのホテルは外部に対する宣伝に増値税を含む価格を使用するか、または増値税を含まない価格を使用するか。	増値税を含まない価格で宣伝する可能性が高い。特にビジネスマン向けの宿泊は仕入税額の控除を申請することが可能である。
7. ロングステイタイプのホテル宿泊に 6%の増値税率を適用するか、或いは 11%の増値税率を適用するか。同じくいかにサービスアパートメントの税務処理を判断するか。すなわち、ホテルサービス（6%）に類似するサービスとみなすか、或いは住宅賃貸（11%）に類似するサービスとみなすか。	未定。 現在は 6%の税率の適用に偏る。
8. 飲食業は購入する農産品に対し、仕入税額を算出して控除する方法が適用されるか。	可能。 一部農産品は現行の方法を適用。
9. 中国国内の企業が海外本社に提供する「マーケティング」及び「購買」サービスは、増値税の免税優遇措置が適用されるか。	未定。 輸出サービスの免税範囲に上記のサービスを含むか明確ではない。
10. 娯楽サービス業者は増値税専用発票を発行することができるか。	不可。 娯楽サービスは仕入税額を控除できない。

Khoonming Ho

Head of Tax,
KPMG China
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Tianjin

Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang
Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau
Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Hangzhou

John Wang
Tel. +86 (571) 2803 8088
john.wang@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Maria Mei
Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung
Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Head of Tax,
Northern Region
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Andy Chen

Tel. +86 (10) 8508 7025
andy.m.chen@kpmg.com

Yali Chen

Tel. +86 (10) 8508 7571
yali.chen@kpmg.com

Milano Fang

Tel. +86 (532) 8907 1724
milano.fang@kpmg.com

Tony Feng

Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Helen Han

Tel. +86 (10) 8508 7627
h.han@kpmg.com

Naoko Hirasawa

Tel. +86 (10) 8508 7054
naoko.hirasawa@kpmg.com

Josephine Jiang

Tel. +86 (10) 8508 7511
josephine.jiang@kpmg.com

Henry Kim

Tel. +86 (10) 8508 5000
henry.kim@kpmg.com

Li Li

Tel. +86 (10) 8508 7537
li.li@kpmg.com

Lisa Li

Tel. +86 (10) 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com

Thomas Li

Tel. +86 (10) 8508 7574
thomas.li@kpmg.com

Simon Liu

Tel. +86 (10) 8508 7565
simon.liu@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Alan O'Connor

Tel. +86 (10) 8508 7521
alan.oconnor@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shirley Shen

Tel. +86 (10) 8508 7586
yinghua.shen@kpmg.com

State Shi

Tel. +86 (10) 8508 7090
state.shi@kpmg.com

Joseph Tam

Tel. +86 (10) 8508 7605
laiyi.tam@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Jessica Xie

Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Jessie Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7625
jessie.j.zhang@kpmg.com

Sheila Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7507
sheila.zhang@kpmg.com

Tiansheng Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Head of Tax,
Eastern & Western Region
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

Marianne Dong

Tel. +86 (21) 2212 3436
marianne.dong@kpmg.com

Alan Garcia

Tel. +86 (21) 2212 3509
alan.garcia@kpmg.com

Chris Ge

Tel. +86 (21) 2212 3083
chris.ge@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Jason Jiang

Tel. +86 (21) 2212 3527
jason.jt.jiang@kpmg.com

Flame Jin

Tel. +86 (21) 2212 3420
flame.jin@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Michael Li

Tel. +86 (21) 2212 3463
michael.y.li@kpmg.com

Christopher Mak

Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Henry Ngai

Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Ruqiang Pan

Tel. +86 (21) 2212 3118
ruqiang.pan@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Wayne Tan

Tel. +86 (28) 8673 3915
wayne.tan@kpmg.com

Rachel Tao

Tel. +86 (21) 2212 3473
rachel.tao@kpmg.com

Janet Wang

Tel. +86 (21) 2212 3302
janet.z.wang@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Mimi Wang

Tel. +86 (21) 2212 3250
mimi.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Henry Wong

Tel. +86 (21) 2212 3380
henry.wong@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu

Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Jie Xu

Tel. +86 (21) 2212 3678
jie.xu@kpmg.com

Robert Xu

Tel. +86 (21) 2212 3124
robert.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Hanson Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3318
hanson.zhou@kpmg.com

Michelle Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Lilly Li

Head of Tax,
Southern Region
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Penny Chen

Tel. +1 (408) 367 6086
penny.chen@kpmg.com

Vivian Chen

Tel. +86 (755) 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com

Sam Fan

Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Joe Fu

Tel. +86 (755) 2547 1138
joe.fu@kpmg.com

Ricky Gu

Tel. +86 (20) 3813 8620
ricky.gu@kpmg.com

Fiona He

Tel. +86 (20) 3813 8623
fiona.he@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Ryan Huang

Tel. +86 (20) 3813 8621
ryan.huang@kpmg.com

Cloris Li

Tel. +86 (20) 3813 8829
cloris.li@kpmg.com

Jean Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
jean.j.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Grace Luo

Tel. +86 (20) 3813 8609
grace.luo@kpmg.com

Maria Mei

Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Eileen Sun

Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Michelle Sun

Tel. +86 (20) 3813 8615
michelle.sun@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Lixin Zeng

Tel. +86 (20) 3813 8812
lixin.zeng@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Head of Tax, Hong Kong
Tel. +852 2826 7165
ayasha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Yvette Chan

Tel. +852 2847 5108
yvette.chan@kpmg.com

Lu Chen

Tel. +852 2143 8777
lu.l.chen@kpmg.com

Rebecca Chin

Tel. +852 2978 8987
rebecca.chin@kpmg.com

Matthew Fenwick

Tel. +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Sandy Fung

Tel. +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com

Stanley Ho

Tel. +852 2826 7296
stanley.ho@kpmg.com

Daniel Hui

Tel. +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Kate Lai

Tel. +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com

Jocelyn Lam

Tel. +852 2685 7605
jocelyn.lam@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Steve Man

Tel. +852 2978 8976
steve.man@kpmg.com

Ivor Morris

Tel. +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com

Curtis Ng